

平成 29 年 6 月 21 日

平成 29 年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人海技教育機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人海技教育機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 海技教育機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 160 件、契約金額は 1,411,668,331 円である。また、競争性のある契約は 146 件(91.2%)、1,374,333,034 円(97.4%)、競争性のない契約は 14 件(8.8%)、37,335,297 円(2.6%)となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のある契約の件数及び金額が増加している。これは、学校の学生寮の耐震補強工事を一般競争入札により行ったことによるものである。また、競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているが、これは、航海訓練所との統合により船舶保険契約等が一本化され一般競争入札を行ったことによるものである。

表 1 平成 28 年度の海技教育機構の調達全体像

(単位: 件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(97.6%) 120	(99.2%) 12.85	(98.6%) 144	(99.5%) 13.67	(20.0%) 24	(6.4%) 0.82
企画競争・公募	(2.4%) 3	(0.8%) 0.10	(1.4%) 2	(0.5%) 0.07	(△33.3%) △1	(△30.0%) △0.03
競争性のある契約(小計)	(84.2%) 123	(95.6%) 12.95	(91.2%) 146	(97.4%) 13.74	(18.7%) 23	(6.1%) 0.79
競争性のない随意契約	(15.8%) 23	(4.4%) 0.59	(8.8%) 14	(2.6%) 0.37	(△39.1%) △9	(△37.3%) △0.22
合 計	(100%) 146	(100%) 13.54	(100%) 160	(100%) 14.11	(9.6%) 14	(4.2%) 0.57

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

- (2) 海技教育機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 52 件(35.6%)、契約金額は 332,014,494 円(24.2%)である。

平成 27 年度と比較して、件数は増加したものの金額は減少している。これは専門性の高い高額な機材の購入が無かったためである。

表2 平成 28 年度の海技教育機構の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	90(73.2%)	94(64.4%)	4(4.4%)
	金額	6.26(48.3%)	10.42(75.8%)	4.16(66.5%)
1者以下	件数	33(26.8%)	52(35.6%)	19(57.6%)
	金額	6.69(51.7%)	3.32(24.2%)	△3.37(△50.4%)
合 計	件数	123(100%)	146(100%)	23(18.7%)
	金額	12.95(100%)	13.74(100%)	0.79(6.1%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約の更なる削減を図ること及び、過去、改善策を講じているにもかかわらず、同一事業者による一者応札が継続している船舶用部品の購入等について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 競争性のない随意契約に関する事項

競争性のない随意契約に関する事項については、平成 29 年度においても①の取組を実施することで、適正な調達を目指す。

【当該取組の結果、低下すると見込まれる競争性のない随意契約件数(緊急を要する場合で競争に付すことができない場合を除く)】

① 公募案件として実施する。

(2) 大型練習船の船舶用部品の購入等に関する調達

大型練習船の船舶用部品の購入等に関する調達について、過去、改善策を講じているにもかかわらず、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件は前年に引き続き、平成 29 年度においても、①及び②の取組を実施する。

【当該取組の結果、低下すると見込まれる競争契約に占める一者応札割合】

① 透明性を確保するため公募案件として実施する。

② 公募を実施した結果、応募がない場合は、随意契約による価格交渉により、経費の節減を目指す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会(委員長は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、会計規程第37条第1項第2号(緊急を要する場合で競争に付すことができない場合)等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【契約審査委員会による点検件数】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、会計内部監査を実施し、是正改善の措置をとる必要があると認めた場合には、速やかに監査対象箇所に対して措置をとることを要求することにより、不祥事の発生の防止を図る。

【会計内部監査の実施件数】

- ② 調達業務を新たに担当することとなった職員には、会計課において「公共調達に関する基礎知識」及び「コンプライアンス(特に調達業務関連)」についての研修を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画調整部長、学校教育部長、航海訓練部長、 上級教育・研究国際部長、会計課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、海技教育機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。